

河南町協働のまちづくりを考える懇話会設置要綱

（目的）

第1条 住民、町議会、行政、各種団体などが、それぞれの立場から協働のまちづくりのあり方について意見交換を行い、もって河南町における協働のまちづくりを推進するため、河南町協働のまちづくりを考える懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 懇話会は、11名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が指名する。

（1）学識経験者

（2）町議会議員

（3）地域コミュニティに関する団体を代表する者

（4）公募により選出された者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、平成25年9月30日までとする。

（会合）

第4条 懇話会の会合は、町長が招集する。

2 町長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴くことができる。

（会合の進行）

第5条 懇話会に座長1名を置き、懇話会において互選する。

2 懇話会の座長は、会合を進行する。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、秘書企画課において処理する。

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 5 月 3 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 2 5 年 9 月 3 0 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 3 月 1 4 日から施行する。